議案第３１６号

金沢都市計画特別用途地区の変更（金沢市決定）

都市計画特別用途地区を次のように変更する。

上段赤書きは変更前

種　　類	面　　積	備　　考
大規模集客施設制限地区	（約１，３５８ｈａ） 約１，３７２ｈａ	建築制限の概要 ・大規模集客施設 （床面積合計が１万平方メートルを超えるもの）

理由

金沢市においては、中心市街地活性化基本計画の認定（平成１９年５月２８日）による中心市街地の活性化を図るとともに、郊外地の大規模集客施設を抑制するために、既に第１，３種特別工業地区として指定されている範囲を除く、全ての準工業地域において「特別用途地区（大規模集客施設制限地区）」が指定されている。

今回、直江地区の用途地域の変更により、準工業地域を指定する地区について、大規模集客施設を抑制するため、特別用途地区（大規模集客施設制限地区）の指定をする。

議案第３１６号

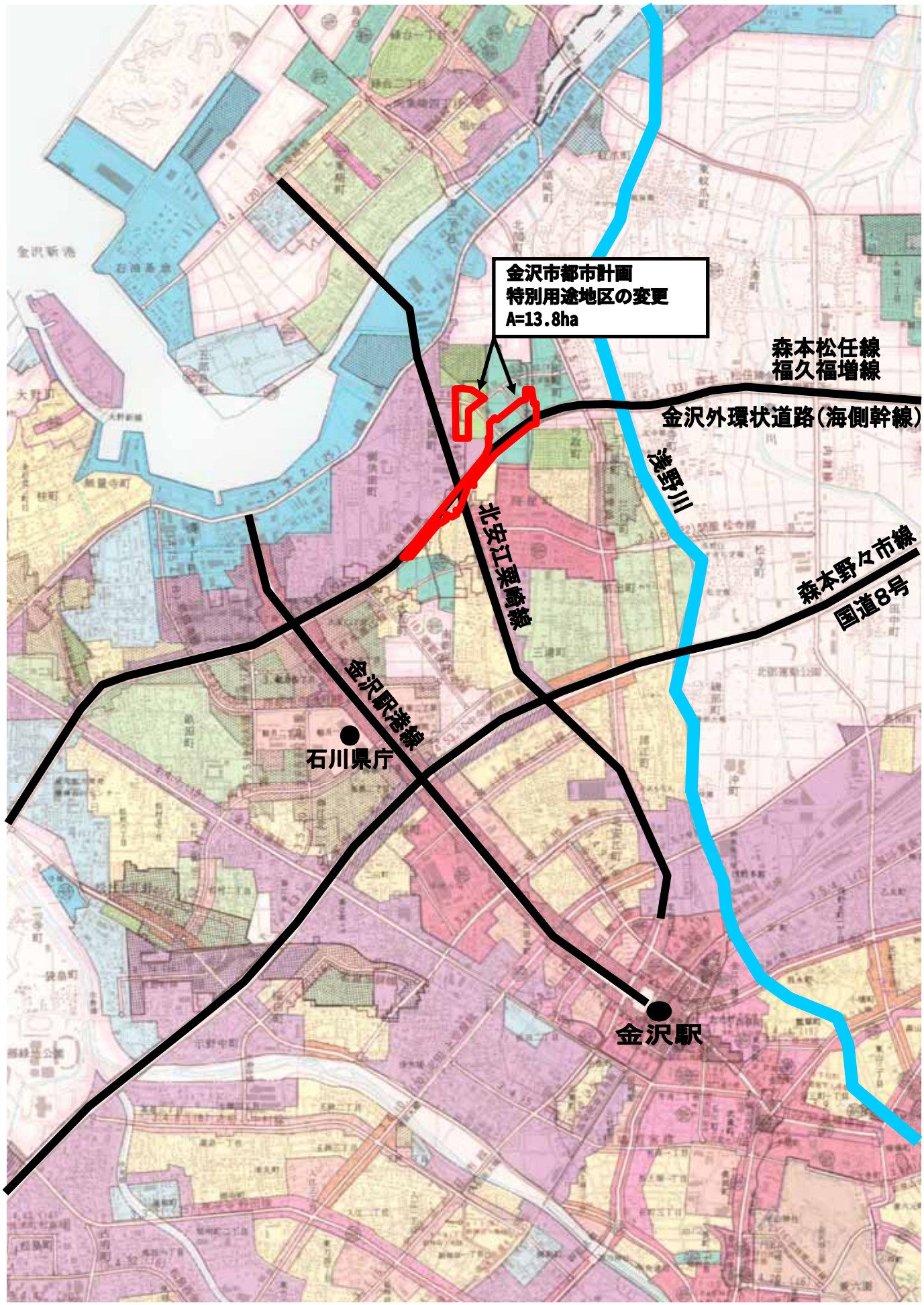
金沢市都市計画
特別用途地区の変更
A=13.8ha
森本松任線
福久福増線
金沢外環状道路（海側幹線）
浅野川
北安江粟崎線
森本野々市線
国道8号
金沢駅港線
石川県庁
金沢駅

議案第３１６号
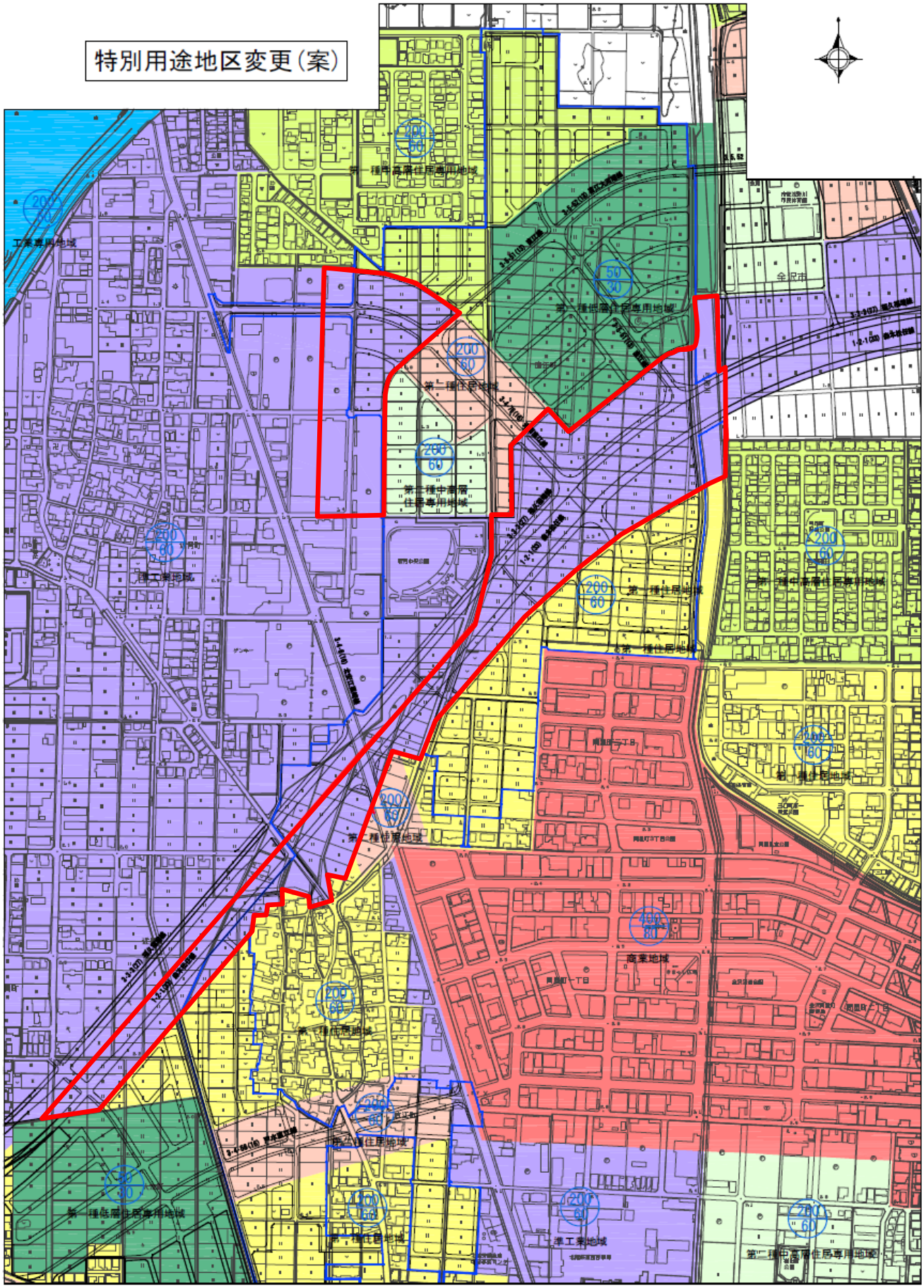
特別用途地区変更（案）